

令和4年度 黒潮町戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、黒潮町戦没者追悼式を行います。今年度は、令和4年12月に大方地域で開催します。

- ◆日時 12月3日(土) 受付/午前9時～ 式典/午前10時～
- ◆場所 ふるさと総合センター



○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、やむを得ず中止となる場合があります。

ねんきんコーナー

産前産後期間の国民年金
保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

◆免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

◆対象者

「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に産された方、出産する予定の方

◆届出時期

出産予定日の6カ月前から提出可能です。

◆届出先

本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

◆手続きに必要なもの

1 申出書

日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。

2 母子健康手帳など

(出産前に届出をする場合)

母子手帳

(出産後に届出をする場合)

出産日は役場で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明など出産日および親子関係を明らかにする書類

3 個人番号(マイナンバー)により届出を行う場合

届出本人が窓口で届出書を提出する場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)をご提示ください。お持ちでない場合は、左記の①および②を提示してください。

なお、郵送で直接年金事務所に届出を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類

(通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し)

② 身元(実存)確認書(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

＜よくある質問＞

Q1 出産後の届出はできますか。

A1 出産後でも届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3カ月前から翌々月までの6カ月間となります。

Q2 平成31年3月に産前産後期間が適用されませんか。

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に産前産後期間が適用され、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか。

A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか。
A4 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は全額還

付(返金)されます。

Q5 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときによりのような期間として扱われますか。

A5 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

¥
11月30日(土)までは
「年金60日ルール」

ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616

i ふせじりーなくそーりー子ども虐待

11月は「児童虐待防止推進月間」です。みんなで、地域で、子どもたちの笑顔を守りましょう。

◆ オレンジリボンキャンペーンについて

オレンジリボン運動は、「子ども虐待の防止」の象徴としてのオレンジリボンを広め、「子ども虐待のない社会の実現」をめざす運動です。

オレンジリボンのオレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しています。「私たち一人ひとりにできること」を考え、行動して、オレンジリボンの輪を広げていきましょう。



◆ 子ども虐待防止のためにあなたにできること

- ・子どもの心身の安全が守られていない、脅かされている可能性があると思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル189へ連絡してください。秘密は守られ、匿名での連絡も可能です。
- ・子育てに大変そうな人がいたら、優しく声をかけてあげてください。
- ・子育てに悩んでいる人は、抱え

込まず気軽に子育て包括支援センター(☎ 43-2836)へご相談ください。

○お問い合わせ
本庁健康福祉課福祉係
☎ 43-2124

i 「スマーク(標準営業約款制度)」をご存知ですか

高知県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔なサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、スマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を「標準営業約款普及登録推進月間」として、消費者の皆様へはスマークの周知、営業者の方には登録を呼びかけています。

お近くの店先を探してみませんか。



○お問い合わせ
(公財)高知県生活衛生営業指導センター
☎ 088-855-5100

¥ 年末調整などに関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆さんへ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付していましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項(昨年からの変更点)や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○年末調整などに関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください

年末調整がよくわかるページ(令和4年分)・国税庁
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/hencho/index.htm>

○お問い合わせ
中村税務署

☎ 35-2135

(自動音声案内にしたがつて、「1」→「2」を選択してください)